同条第18項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替（同条第19項の規定により読み替えられた同条第18項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替（一般断熱改修工事等）を含む。）、施行令第26条の28の５第９項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替又は同条第11項に規定する設備の取替え若しくは取付けであることにつき証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人について次により記載すること。

イ　「名称」及び「住所」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第１項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第18条第２項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

ロ　「指定年月日」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第１項の規定により指定を受けた年月日を記載するものとする。

②　「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該工事が施行令第26条第23項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替（同条第24項の規定により読み替えられた同号に規定する修繕若しくは模様替（一般断熱改修工事等）を含む。）、施行令第26条の４第４項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替（法第41条の19の３第１項第１号に規定する高齢者等居住改修工事等を含む。）、施行令第26条の４第８項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第18項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替（同条第19項の規定により読み替えられた同条第18項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替（一般断熱改修工事等）を含む。）、施行令第26条の28の５第９項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替又は同条第11項に規定する設備の取替え若しくは取付けであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。

イ　「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第６条により通知を受けた氏名及び住所を記載するものとする。

ロ　「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第３条から第３条の３までに規定する建築物に該当するものとする。

ハ　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

ニ　「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第６条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律附則第２条第２項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

附　則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百二十八号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第八条第一項第一号及び第二十九条の六第一項第一号の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第三百七十四号の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月三十日　　国土交通大臣　太田　昭宏

別表一第四号中「平賀」を「緑町」に改め、同表中第八十六号を第九十六号とし、第七十八号から第八十五号までを十号ずつ繰り下げ、第七十七号を第八十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十七	延岡道路（一般国道十号のうち延岡市北川町長井字本村から同市伊形町までの区間の道路をいう。）

別表一中第七十六号を第八十五号とし、第七十一号から第七十五号までを九号ずつ繰り下げ、第七十号を第七十六号とし、同号の次に次の三号を加える。

七十七	宇和島道路（一般国道五十六号のうち宇和島市津島町高田甲から同市下高串字屋敷田までの区間の道路をいう。）
七十八	須崎道路（一般国道五十六号のうち須崎市神田字神母ノ内から同市下分字馬越甲までの区間の道路をいう。）
七十九	黒崎バイパス（一般国道三号のうち北九州市八幡東区西本町から同市八幡西区穴生までの区間の道路をいう。）

別表一中第六十九号を第七十五号とし、第六十六号から第六十八号までを六号ずつ繰り下げ、第六十五号を第七十号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十一	西広島バイパス（一般国道二号のうち廿日市市串戸から同市地御前までの区間の道路をいう。）

別表一中第六十四号を第六十九号とし、第六十一号から第六十三号までを五号ずつ繰り下げ、第六十号を第六十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十五	境港出雲道路（一般国道四百八十五号のうち松江市西尾町から同市矢田町までの区間の道路をいう。）

別表一中第五十九号を第六十三号とし、第四十九号から第五十八号までを四号ずつ繰り下げ、同表第四十八号中「丹波市春日町七日市」を「養父市八鹿町国木字桑カセ」に、「朝来市和田山町市御堂字ワタシ」を「丹波市春日町七日市」に改め、同号を同表第五十二号とし、同表中第四十七号を第五十一号とし、第三十七号から第四十六号までを四号ずつ繰り下げ、同表第三十六号中「関市広見字昭和新田までの区間の道路」の下に「及び大垣市松町字宮町から岐阜県養老郡養老町直江字野割までの区間の道路」を加え、同号を同表第四十号とし、同表中第三十五号を第三十九号とし、同表第三十四号中「同市川路までの区間の道路」の下に「及び新城市名号字大六から浜松市北区引佐町東黒田字桑田までの区間の道路」を加え、同号を同表第三十八号とし、同表第三十三号中「小矢部市水島」を「氷見市宇波」に、「氷見市稲積」を「小矢部市水島」に改め、同号を同表第三十七号とし、同表中第三十二号を第三十六号とし、第三十一号を第三十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十五	藤枝バイパス（一般国道一号の静岡県志太郡岡部町大字内谷字橋下から島田市野田字甚田海道までの区間の道路をいう。）

別表一中第三十号を第三十三号とし、第二十九号を第三十二号とし、同表第二十八号中「裏高尾町」を「南浅川町」に改め、同号を同表第三十一号とし、同表中第二十七号を第三十号とし、第十七号から第二十六号までを三号ずつ繰り下げ、第十六号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九	新潟西バイパス（一般国道百十六号のうち新潟市曽和字澤田から新潟県西蒲原郡黒埼町大字山田字堤付まで の区間の道路をいう。）